

北野第二つばき苑地区 地区計画の内容

名 称		北野第二つばき苑地区地区計画	
位 置		所沢市小手指元町二丁目及び小手指元町三丁目の各一部 ※ 現在の町名を使用しています	
面 積		約 3.5 ha	
区域の整備、 開発及び 保全に関する 方針	地区計画の 目標	市の中心部から西方約 2.8 km に位置している本地区は、昭和 44 年に宅地開発され、既に良好な住環境が形成されている。 そこで、さらにこの住環境を維持・保全し、良好な住宅地の形成を図ることとする。	
	土地利用の 方針	地区全域を低層住宅地とし、良好な居住環境の保全に努める。	
	地区施設の 整備の方針	本地区は宅地開発により、道路・公園等が整備されているが、その機能・環境が損なわれないように維持・保全を図る。	
	建築物等の 整備の方針	① 低層住宅地として、一戸建住宅地を主体とした良好な住環境の創出、維持を図る。 ② その他 イ. 看板・広告等は周辺環境との調和を図り、美観を損なわないように努める。 ロ. 建築物に付属する垣、又はさくは街並の美観及び防災面に留意するものとする。	
地区 整備 計画	建築物等に関する 事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ① 住宅（住戸の数が 3 以上の長屋は除く。） ② 住宅で次に掲げる用途を兼ねるもの。 イ. 事務所 ロ. 日用品の販売を主たる目的とする店舗 ハ. 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 ③ 共同住宅（住戸又は住室の数が 3 以上のものを除く。） ④ 診療所 ⑤ 前各号の建築物に付属するもの。
		建築物の敷 地面積の最 低限度	120 m ²
		垣又はさく の構造の制 限	道路に面する側の垣、又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。 ① 生垣 ② 道路地盤面より、高さ 1.8 m 以下のさく

「区域は計画図表示のとおり」